

新行財政改革大綱

平成22年3月

秋 田 県

はじめに

本県は、行政改革を県政の重要課題と位置づけ、平成11年以降、4期にわたって、組織のスリム化や財政の健全化、民間との協働の推進など多くの改革に取り組んでまいりました。しかし、平成20年秋の米国の金融危機に端を発した世界的な経済危機の影響や国内でも最も速く進む人口減少、少子・高齢化の流れなど、本県の行財政を取り巻く環境は一層厳しさを増すとともに複雑多様になっております。

このような厳しい状況の中で、本県は、現状維持にとどまることなく、困難な課題の克服を目指して新たな発展の一步を踏み出し、地方自治体として真に自立しなければならないと考えます。将来に希望の持てる秋田を実現するためには、今こそ、県民のパワーはもとより、本県が持つ有形無形のあらゆる地域資源の潜在力を最大限に引き出し、困難に立ち向かっていかなければなりません。

こうした歩みを支えるため、このたび平成22年度から平成25年度までを実施期間とする「新行財政改革大綱」を策定いたしました。これまでの行政改革の取組を継承しつつ、行政コストを削減する「量の改革」と行政サービス向上により県民の満足度を高める「質の改革」を目指して、「市町村・民間との協働や連携」「職員の意識改革とサービス向上」「県組織の見直しによる業務執行体制の整備」「選択と集中による財政運営の推進」の4つのテーマの下にとりまとめております。

策定に当たっては、行財政改革推進委員会の御意見をはじめ、県議会での御論議をいただいたほか、県内8か所で開催した地域懇談会やパブリックコメントを通じて県民の皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、感謝申し上げます。行財政改革の推進には、県、市町村、県民が一丸となってその力を結集することが不可欠です。県民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

平成22年3月

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久
(秋田県行財政改革推進本部長)

目 次

新行財政改革大綱の基本方針

1	これまでの行政改革の取組	1
2	改革の視点 ～将来に希望を持てる秋田の実現に向けて～	1
3	改革のテーマ	3
4	新行財政改革大綱の実施期間	4

I 市町村・民間との協働や連携

1	市町村との協働、連携の推進	5
	(1) 秋田県・市町村協働政策会議の設置及び運営	
	(2) 事務事業の共同化、一体化を図る機能合体等の推進	
2	市町村・民間との役割分担	8
	(1) 市町村に対する権限移譲の推進	
	(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	
	(3) アウトソーシングの推進	
3	多様な主体との協働の推進	12
	(1) 企業・NPO・市町村・高等教育機関など多様な主体との協働を推進するための環境整備	
	(2) 協働コーディネーターなどの協働を支える人材の育成	
4	秋田の元気づくりのための県民参加の推進と情報発信	14
	(1) 知事と県民との対話の推進	
	(2) 各種計画策定や政策決定への県民参加の仕組みづくり	
	(3) 秋田をアピールする情報発信	

II 職員の意識改革とサービス向上

1	職員の能力向上と意識改革	17
	(1) 職員研修の見直し	
	(2) 専門性を持った職員の計画的育成	
	(3) 職員の地域貢献活動への参加の促進	
	(4) 職員の意欲向上のための人事評価制度の見直し	

2	不断の業務改善の推進	21
	(1) 業務の簡素化・迅速化に向けた業務全般にわたる改善	
	(2) 簡素で効率的な行政運営のためのITの活用	
	(3) 評価事務の簡素化等政策評価制度全般の見直し	
3	県民の利便性の向上	24
	(1) 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化	
	(2) 電子自治体の推進	
	(3) 県有地や県有施設の有効活用の推進	
	(4) 公共施設の利用拡大とサービス改善の推進	
4	県政運営の公正の確保と透明性の向上	28
	(1) 適正な公共調達を行うための取組の推進	
	(2) 職員の再就職に関する透明性の確保	

Ⅲ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

1	職員数の見直し	30
	(1) 新たな定員適正化計画による職員数の見直し	
	(2) 出資法人等への関与の縮小	
2	知事部局の組織の再編・見直し	32
	(1) 知事公室の廃止をはじめとする本庁組織全体の再編	
	(2) 行政改革と行政サービス維持の両面からの地域振興局組織の見直し	
3	知事部局以外の機関の改革	37
	(1) 地域の実情に即した教職員の適正配置と学校組織の活力の維持・向上	
	(2) 県立高等学校の統合	
	(3) 警察本部の改革	
	(4) 行政委員会委員報酬のあり方の検討	
	(5) 議会事務局サポート機能の強化	
4	地方独立行政法人の経営改善	42
	(1) 秋田県立医療療育センターを運営する新たな地方独立行政法人の設立	
	(2) 地方独立行政法人の経営改善に向けた取組の推進	

IV 選択と集中による財政運営の推進

1 秋田の発展につながる政策経費の確保	44
(1) 既存事業の抜本的な見直しによる重点施策への配分額の確保	
(2) 市町村等の自主性を活かした事業への財政支援	
2 歳出の見直し	46
(1) 人件費の縮減	
(2) 県単独補助金の見直し	
(3) 公共投資の重点化及びコスト削減	
(4) 事務費、施設運営費等の経常的経費の縮減	
(5) 県債発行額の抑制（臨時財政対策債を除く）によるプライマリー バランスの黒字確保	
3 歳入の確保	52
(1) 県・市町村の連携による県税収入率の向上	
(2) 税外未収金の回収と未利用資産の処分の促進	
(3) 使用料・手数料の見直し、企業広告の活用等	
(4) 地方交付税の総額確保と基金の有効活用	
4 第三セクターの経営の合理化・効率化の推進	56
(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	
(2) 経営評価の実施と経営健全化	

参考資料

1 新行財政改革大綱策定経過	62
2 秋田県行財政改革推進委員会委員名簿	64

新行財政改革大綱の基本方針

1 これまでの行政改革の取組

- 本県では、行政改革を県政の重要課題と位置づけ、平成11年に策定した「行政改革大綱」から4期にわたる行財政改革に取り組んできました。現在、「第4期行財政改革推進プログラム（H20～H22）」に基づき、「財政運営システム改革」、「行政運営システム改革」、「公共サービス改革」の3つのテーマを掲げ、改革を推進しています。
- これまで、県単独補助金の縮減、職員数の縮減、行政事務のIT化、第三セクターの合理化、公共工事のコスト削減、市町村への権限移譲、民間との協働の推進など、多くの改革に取り組んできました。
- こうした取組により、平成21年4月の段階で、職員数を3,761人（平成10年度に比べ1,058人減）に縮減したほか、当初予算の収支不足額を55億円（平成19年度に比べ235億円減）まで縮減して、一定額の財政基金残高を確保するなど、当面の機動的な財政運営ができる財源を確保しました。

2 改革の視点 ～将来に希望を持てる秋田の実現に向けて～

世界規模の経済危機を契機として、国内外の社会経済情勢が大きく変化する中で、本県の行財政を取り巻く環境は、かつてないほど厳しさを増すとともに一層複雑多様になっており、これらに対処する新たな改革が急務となっています。

また、上記のとおり、これまでの行政改革で大きな成果を上げましたが、ややもするとコスト削減や効率性の追求が強調されがちであったことから、今後は県民が意欲を持って活動できるような配慮が必要です。

そのため、これまで進めてきたコスト削減等に加え、将来に希望を持てるふるさと秋田の実現に向けた行政サービスの維持・向上を目指して、次の視点により改革を進めていきます。

視点1： 県、市町村、県民が一丸となった改革

- 今の秋田に求められていることは、経済雇用情勢の悪化、少子高齢化の進展、地域活力の衰退など、厳しい状況の中にあっても、県、市町村、県民が一丸となって、その力を結集し、秋田を改革していくことです。
- 地方分権の理念を踏まえ、県と市町村の役割分担を明確にした上で、市町村との協働や市町村の取組への支援を積極的に行い、地域の活性化を推進することが求められます。

- 県や市町村が実施している事業の中には、同一の行政目的でそれぞれが独自に実施しているものが数多くあります。厳しい現状を打破するために、地方分権の推進という視点から地方行政のあり方を見直し、従来の発想にとらわれず、県と市町村が一体となってエネルギーを集中し、秋田を前進させる力を発揮できる体制を構築する必要があります。
- また、県の事務事業に民間活力を積極的に取り入れ、県民、NPO、団体、企業など多様な主体との連携・協働により、公共サービスの提供を拡大していく必要があります。

視点2 : サービスの維持・向上に向けた改革

- 県の組織機構については、対外的に分かりやすく、効果的な動きができるよう、本庁及び地方機関を通じた全体の見直しを進める必要があります。
- 限られた人材と財源の中で行政サービスの維持・向上を図るためには、職員の意識改革を進めるとともに、政策立案能力や決定したことをやり抜く実行力を高めることが不可欠です。
- 県民が満足する質の高いサービスを提供するためには、県民の意向やニーズを的確に把握し、県民の視点に立って行政サービスの向上を図る必要があります。

視点3 : 秋田の発展のための新たな財政改革

- 本県の財政見通しは、歳入面では、経済・雇用情勢の悪化に伴い県税収入の大幅な減少が避けられない状況にあることに加え、地方交付税についても、国税収入が大幅に減少し国債の増発により長期債務が増加している中では、増額は厳しい状況にあります。
- 歳出面では、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費が増加するほか、県債残高の増加により歳出全体に占める公債費の割合が増加していくものと予想されます。このまま財政改革を行わなければ、再び収支不足が拡大し、危機的な財政状況となるおそれがあります。
- 一方、こうした厳しい財政状況下にあっても、喫緊の課題である経済・雇用対策には重点的に取り組む必要があります。また、新産業の育成、農業の新たな展開、少子化対策など、将来の秋田の発展につながる新たな施策について積極的に取り組んでいくため、その財源を確保する必要があります。

3 改革のテーマ

「新行財政改革大綱」は、これまでの行政改革の取組を継承しつつ、前述の「改革の視点」に基づき、行政コストを削減する「量の改革」と、行政サービスの向上により県民の満足度を高める「質の改革」を目指して、次の4つのテーマにより策定します。

(1) 市町村・民間との協働や連携

- 県と市町村が同一の行政目的でそれぞれに実施している事務事業については、県と市町村が機能的に合体して処理する仕組みをつくり、効率的・効果的な実施を図ります。
具体的には、税の徴収や観光振興、消費者保護、災害対策、道路の維持管理などの分野で県と市町村、関係機関との業務の協働や連携を進めます。
- 市町村への権限移譲や県有施設の市町村・民間への譲渡、アウトソーシングの拡大を引き続き推進します。
- 社会貢献活動を行う企業やNPOなど、多様な主体との協働を促進するとともに、県政運営の基本方針の策定や各種計画づくりに当たっては、政策の形成過程にも多くの県民が参加できる仕組みづくりを進めます。

(2) 職員の意識改革とサービス向上

- 職員が常に自らを律し、県民に奉仕する姿勢で臨むよう、一人ひとりの意識改革に取り組むとともに、多様化する県民ニーズを的確に把握し、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、職員の能力向上による行政サービスの維持・向上を目指します。そのため、職員の能力と適性に応じた人員配置を行いながら、意識、知識、見識を備える職員の育成に向けた研修の充実と環境づくりを行います。
- 開かれた県政を推進するために積極的な情報公開を行うとともに、業務の簡素化・効率化を進め、県民の視点に立った満足度の高いサービスを提供します。
具体的には、公共施設の有効活用、情報通信技術の活用による電子自治体の推進、各種規制の緩和、申請・届出等の行政手続きの簡素化など、顧客である県民の利便性を高めます。

(3) 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

- 本庁組織については、平成17年度に新設された知事公室、総務企画部、学術国際部のこれまでの成果と課題の検証結果を踏まえ、全体の見直しを行います。
- 地域振興局については、本庁からの権限移譲や、県と市町村との機能合体を進め、これらを積み重ねることにより、二重行政の廃止、縮小を図りながら、行財政改革と行政サービス維持の両面から見直しを行います。
- 将来における業務量や職員の年齢構成等を考慮した新たな定員適正化計画を策定し、職員数の見直しを行います。

(4) 選択と集中による財政運営の推進

- 税収の大幅な落ち込みや社会保障関係経費の増加など、今後厳しさを増す財政状況の中で、職員数の縮減やコストの削減を図り、県民が本当に必要とする施策・課題に的確に対応でき、行政サービスが持続可能な財政基盤を確立します。
- 事業の選択と集中の徹底を図るという視点で既存事業を見直した上で、「ふるさと秋田元気創造プラン」等の重点施策には必要な人員配置や予算配分を行うなど、メリハリの効いた財政運営を推進します。また、地域活性化のため、市町村等が主体的に取り組む新たな事業を支援します。
- 財政改革を着実に推進しつつ、社会経済情勢の変化等に的確に対応した機動的な財政運営を行います。

4 新行財政改革大綱の実施期間

- 実施期間は、平成22年度から平成25年度までの4年間とします。
- 年度ごとに実施計画を作成し、具体的な取組内容と数値目標を明示します。

I 市町村・民間との協働や連携

1 市町村との協働、連携の推進

(1) 秋田県・市町村協働政策会議の設置及び運営

所管課

市町村課

一連番号 (1)

- 少子高齢化、地方分権等が進展するとともに、経済財政環境が一段と厳しさを増す中、県と市町村が協働し、その総合力で住民サービスの向上、地域の自立や活性化、県勢の発展等を図っていくため、双方向で政策等の提案を行い、対等な立場で議論し、合意形成に努める場として、秋田県・市町村協働政策会議を設置します。また、総会のほか必要に応じて地域会等を開催します。

★総会：知事と全市町村長とで、原則5月と10月に開催

★地域会：知事と特定地域（県北・中央・県南単位等）の市町村長とで随時開催

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 協働政策会議の設置（21年10月）				
<input type="checkbox"/> 毎年、5月と10月に総会を開催 必要に応じて地域会を開催				▶

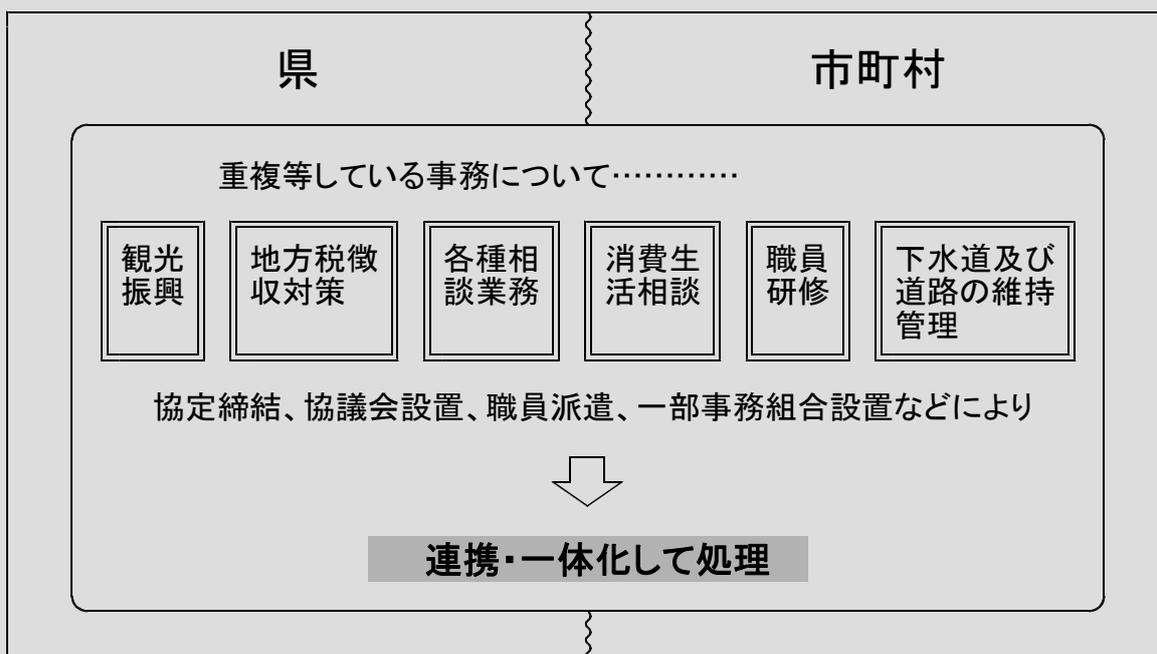
(2) 事務事業の共同化、一体化を図る機能合体等の推進

所管課

市町村課

一連番号 (2)

- 住民サービスの向上、事務事業の効果的・効率的実施、行政コストの縮減等を図る観点から、県と市町村が重複等して実施している事務事業について、双方合意のもとに、機能合体（業務の共同化や一体化）等を推進します。



県と市町村が対等の立場で、双方の事情を尊重しながら進めます。

実施計画

取 組 内 容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 観光振興・地方税徴収対策 <input type="checkbox"/> 各種相談業務・職員研修 <input type="checkbox"/> 下水道・道路の維持管理				→
				→
				→
<input type="checkbox"/> 消費生活相談				→
<input type="checkbox"/> 市町村等の合意が得られた分野・地域 から取り組み、順次拡大				→

番号	事業	機能合体の形態等
1	観光振興	<p>県と市町村が広域観光を推進する「地域観光振興連絡協議会（仮称）」を設置し、観光地の新たな魅力づくりや旅行商品の売り込み等に関する事業をモデル的に実施します。</p> <p>将来的には、共同で広域観光を推進する組織の設置について検討します。</p>
2	地方税徴収対策	<p>県と市町村が相互に併任発令する双方の職員で構成する「秋田県地方税滞納整理機構」を設置し、滞納処分や徴収緩和策を徹底することにより未納額の縮減を推進します。</p>
3	各種相談業務	<p>市町村と県の福祉事務所・保健所、女性相談所、生活センター等の間にWEB会議システムを導入し、市町村が相談を受けた困難事案のフォロー、相談のワンストップ化等を図ります。</p>
4	消費生活相談	<p>生活センターのブロック拠点として「生活相談センター（仮称）」を県北と県南に各1箇所設置するとともに、同センターで管内市町村からの短期研修職員を受け入れ、実務を通じた相談スキルの向上を図り、県全体の相談体制を強化します。</p>
5	職員研修	<p>これまでも連携実績のある職員研修について、県と市町村双方にとってより効率的・効果的に実施するために「研修に関する協議会」を設置し、共同で企画・実施します。</p>
6	下水道	<p>県と市町村による「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を設置して、流域下水道への市町村単独公共下水道、農業集落排水等の受入、広域的な汚泥処理、下水道等への接続率向上のための各種施策を実施します。</p>
7	道路の維持管理 (除排雪・道路パトロール)	<p>道路利用者の利便性を高めるため、ブロック単位で県、市町村が協議、連携し、道路管理区分にとらわれない効率的な除排雪や道路パトロールを実施します。</p>

2 市町村・民間との役割分担

(1) 市町村に対する権限移譲の推進

所管課

市町村課

一連番号 (3)

- 市町村が自立的、主体的に個性豊かな地域づくりを展開するとともに、地域住民が最も身近な市町村から総合的な行政サービスの提供を受けることができるようにするため、知事や教育委員会の権限に属する事務を市町村に移譲します。
- 権限の移譲に当たっては、財政的支援を行うとともに、個別の説明会の開催や実務研修の充実、専門的知識を有する県職員の派遣のほか、移譲後の県の相談体制を整え、移譲を受ける市町村において事務が円滑に処理されるよう支援していきます。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□市町村への権限移譲の推進に関する条例による権限移譲の推進				▶

数値目標

(各年度の10月時点)

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■権限移譲率	%	(21年度) 46.5	55.0	70.0	73.0	75.0

(2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進

所管課 観光課 県民文化政策課 福祉政策課 市町村課

一連番号 (4)

- 地域の実情に応じた効果的・効率的な施設運営を促進するため、県有施設のあり方や必要性を再検討し、地元自治体や民間への譲渡を進めます。
- 県有観光施設の譲渡に向けて交渉を実施し、地元自治体や民間への譲渡を進めます。

【検討を進める県有観光施設】

- ◎宿泊施設
 - ・十和田ホテル
 - ・サンルーラル大潟
 - ・秋の宮山荘
 - ・フォレスタ鳥海
- ◎オートキャンプ場
 - ・八幡平
 - ・宮沢海岸
 - ・男鹿
 - ・田沢湖
 - ・由利高原
- ◎仁賀保高原サイクリングロード

- 湯沢雄勝広域交流センターを、地元自治体へ譲渡します。(平成22年4月)
- 県有社会福祉施設について、障害者自立支援制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、県の役割を見直し、自立した運営形態への転換を進めるため、地元市町村や民間と協議を行い、譲渡又は貸与に向けた検討を進めます。

【検討を進める県有社会福祉施設】

- ・心身障害者コロニー
- ・身体障害者更生訓練センター
- ・阿桜園
- ・高清水園
- ・水林通勤寮
- ・老人福祉総合エリア (南部、中央、北部)

- 地域活性化施設について、地元自治体や民間と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。

【検討を進める地域活性化施設】

- ・大館樹海ドーム
- ・能代山本スポーツリゾートセンター (アリナス)

実施計画

取 組 内 容	22年度	23年度	24年度	25年度
□県有観光施設の譲渡に向けた協議及び譲渡				→
□湯沢雄勝広域交流センターの譲渡	→ (4月)			
□県有社会福祉施設の譲渡又は貸与		→		
□地域活性化施設の地元自治体等との協議・検討を踏まえた譲渡				→

数値目標

指 標 名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■県有施設の譲渡又は貸与の実施施設数	施設数	(21年度) 1	1	8	1	1

(3) アウトソーシングの推進

所管課 総務課

一連番号 (5)

- 「民間にできることは民間に」という役割分担の観点から、事務事業の一層のアウトソーシングを推進します。
- アウトソーシングを検討する事務事業の中で課題の解決を必要とするものについてリストを公表し、企業、NPOなどからのアウトソーシングの具体的提案を募集して提案者と意見交換する「秋田県版協働化テスト」を引き続き実施します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□アウトソーシングの推進				→
□協働化テストの実施		→		

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■事務事業の新規アウトソーシング数	件	(20年度) 16	15	15	15	15

3 多様な主体との協働の推進

(1) 企業・NPO・市町村・高等教育機関など多様な主体との協働を推進するための環境整備

所管課 地域活力創造課

一連番号 (6)

- 県民の協働に対する理解を広げ、企業やNPO、大学等が持つ良さや強みを活かした協働を推進します。
- 県民や企業等が地域活動を継続的に支える仕組みである「あきたスギッチファンド」の運営を支援するとともに、「秋田県協働推進ガイド」を活用して、県と多様な主体との協働事業を推進します。

★あきたスギッチファンド：

県民や企業などからの寄附金を原資として地域の課題を解決しようとする団体へ助成する仕組みで、「特定非営利活動法人あきたスギッチファンド」が運営しています。

- NPO等地域活動団体の活動や社会貢献活動を行う企業のCSR（企業の社会的責任）情報を、市民活動情報ネットや情報誌を通じて広くPRすることにより、多様な主体の協働を支援します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 企業とNPOとのワークショップの開催				▶
<input type="checkbox"/> あきたスギッチファンドへの補助・運営への参画				▶
<input type="checkbox"/> 多様な主体との協働事業の推進				▶
<input type="checkbox"/> 情報誌・市民活動情報ネットによる市民活動情報の発信				▶

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県とNPO等との協働件数	件	(20年度) 87	90	95	100	105

(2) 協働コーディネーターなどの協働を支える人材の育成

所管課

地域活力創造課

一連番号 (7)

- 協働による地域づくりに対する理解を深めるため、行政職員やNPO等の関係者を対象とした協働セミナーを実施します。
- 多様な主体との合意形成を行い協働をコーディネートすることのできる人材の育成を図るため、行政職員、NPOやその中間組織の関係者のほか、地域の活性化に取り組む企業、団体等を対象とした協働コーディネーター研修を実施します。

★協働コーディネーター：

NPO、企業、地域住民など多様な主体同士の協働を実現するため、企画・運営を含めた全体をプロデュースする役割を担う人。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 協働セミナーの実施				→
<input type="checkbox"/> 協働コーディネーター研修の実施				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 協働コーディネーター研修受講者数 ※累計 (協働コーディネーター育成数 ※累計)	人	(21年度) 29	60 (40)	90 (50)	120 (60)	150 (70)

4 秋田の元気づくりのための県民参加の推進と情報発信

(1) 知事と県民との対話の推進

所管課 秘書課 総合政策課 広報広聴課

一連番号 (8)

- 「県政の主人公は県民」との理念のもと、あらゆる機会をとらえ、学生など若い世代をはじめ様々な世代の県民との対話に努めます。
- 知事が直接県民と対話し、県民の意見を各種計画の策定、施策等の推進や予算編成に反映させるため、各地域振興局単位で、意見交換会を実施します。
- 「元気トークあきた」などの広報番組の収録や各種会合のため、知事が各地域を訪れる機会を利用し、知事と出席者が気軽に意見交換を行うなど、現地や現場での対話を進めます。
- 「知事への手紙」、パブリックコメント（県民意見提出手続）などに寄せられた県民の意見・提言を県政に生かします。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 意見交換会の実施				▶
<input type="checkbox"/> 現地、現場での対話の推進				▶
<input type="checkbox"/> 知事への手紙などの広聴活動の実施				▶

(2) 各種計画策定や政策決定への県民参加の仕組みづくり

所管課 総合政策課 総務課

一連番号 (9)

- 県民の意見や提言に耳を傾け、民間の発想を取り入れた計画づくりにするため、地元民間シンクタンクや若い世代で構成された団体その他市民団体など一体となった県民参加型計画の策定方針を定め、県政への県民参加を推進します。
- 県民の多角的な視点からの幅広い意見を県政に反映させるため、審議会委員の公募制の拡大を推進します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 県民参加型計画策定方針の制定	→			
<input type="checkbox"/> 同方針に基づく県民参加の推進				→
<input type="checkbox"/> 審議会委員の共同公募の実施				→
<input type="checkbox"/> 審議会委員の公募制の拡大				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■委員の公募制を導入している審議会の割合	%	(21年度) 40.5	43.0	45.0	47.0	50.0

(3) 秋田をアピールする情報発信

所管課 広報広聴課

一連番号 (10)

- 市町村、地域団体、NPO等の元気な取組を、広報紙、テレビ等により情報発信し、県民との協働による元気なふるさと秋田の創造を目指します。
- 県のホームページ「美の国あきたネット」の「WebTV あきた」、「県職員ブログ」などのコンテンツの充実や県外向け情報誌の発行などにより、秋田の元気や魅力を国内外に向け積極的に発信します。
- 「秋田の応援団人材データ」の登録者に県政情報等を提供し、秋田の良さを発信していただくことで、県外へのPRを図ります。

★秋田の応援団人材データ：

秋田県の出身又は秋田県にゆかりのある県外在住者で、自分の技術や経験などを生かし、「秋田県の活性化のために活躍したい」と考えている人を登録したデータバンク。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 広報紙等による地域活動の情報発信				→
<input type="checkbox"/> ホームページなどを活用した県外向け情報発信の強化				→
<input type="checkbox"/> 秋田の応援団人材データ登録者への情報発信				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ ホームページアクセス数	万件	(20年度) 300	320	330	340	350

Ⅱ 職員の意識改革とサービス向上

1 職員の能力向上と意識改革

(1) 職員研修の見直し

所管課 人事課

一連番号 (11)

○ 実施研修すべてについて、研修評価を行うとともに他県の状況や各種研修専門機関の最新情報等をもとに科目構成や実施方法等について見直しを行い、より効果的な職員研修の実施に努めます。

○ 柔軟な発想が期待できる35歳未満の若手職員に対して、自己啓発の機会を与えるため、能力開発研修の受講を促し、次代に備えた能力の養成に努めます。

★能力開発研修：政策形成能力研修、プレゼンテーション研修、法務能力研修等

○ 職員の意識改革を図るため、30歳の職員を対象にキャリア開発研修を義務付けます。受講職員には自らの能力の現状や仕事観・価値観を把握させ、秋田県にどのような形で貢献していくのかを考えさせます。

★キャリア開発研修：

「自分自身が職場において何を大切にし、どのような能力をもとに、本当のところは何をしたいのか」というキャリアビジョンを具体的に描き、その実現に向けて取り組む課題を明確にし、仕事をする上で行動できる具体的なプランをつくる。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 研修評価に基づく研修科目等の見直し				→
<input type="checkbox"/> 35歳未満に対する能力開発研修の受講促進				→
<input type="checkbox"/> 30歳キャリア開発研修の義務化				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 35歳未満職員の能力開発研修の受講者数	人	(21年度) 207	540	980	1,340	1,630
■ 30歳キャリア開発研修受講者数	人	48	60	110	140	170

※数値目標値は22年度からの累積人数。

(2) 専門性を持った職員の計画的育成

所管課

人事課

一連番号 (12)

- 業務上必要な専門的知識の取得とその積極的な活用を図るため、3年程度を標準としている人事異動サイクルの見直しを行います。

また、長期プロジェクトや地域住民との協働による新たな取組など、長期に渡り同一職員が担当することが必要となる業務については、標準的な異動サイクルにとらわれず、職員を必要な期間配置するよう、柔軟な人事配置を行います。

- 若年時における幅広い分野でのジョブローテーションを経過した後は、特定の業務を中心として異動を行うなど、職員の能力・適性を考慮した上で、特定分野における専門的知識・経験を持ち、業務遂行の中核となる職員を計画的に育成します。

★ジョブローテーション：計画的な人事異動

- 技術職員の専門技術力の維持向上や円滑な継承を図るため、計画的な採用やバランスのとれた人事配置を行うとともに、再任用制度や外部研修等の活用を通じて職員の計画的な育成を行います。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□標準的な異動サイクルの見直し				▶
□特定分野での専門的職員の育成 (県税、福祉、用地交渉、企業誘致等)				▶
□技術職員の計画的な採用と育成				▶

(3) 職員の地域貢献活動への参加の促進

所管課 人事課

一連番号 (13)

- 県民の視点に立った政策の立案やNPOなど多様な主体との協働による事業の推進ができるよう、職員の地域貢献活動への積極的な参加を促進します。
- 消防団員、スポーツ少年団指導者、町内会役員、PTA役員など一定の期間継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員について、そうした事情を考慮した人事異動を行います。
- 職員がボランティア活動に参加しやすい環境づくりのため、現在、1日単位でしか取得できないボランティア休暇について、時間単位で取得できるよう制度改正を図ります。
- 高齢化等集落の自立と活性化に向けた取組の支援など、県民運動として進める活動について、職員が率先して参加する仕組みづくりを進めます。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 地域貢献活動を考慮した人事異動				▶
<input type="checkbox"/> ボランティア休暇制度の改正	▶			
<input type="checkbox"/> 県民運動への職員参加の促進				▶

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■地域貢献活動参加職員割合	%	(21年度) 5.8	10.0	14.0	17.0	20.0

(4) 職員の意欲向上のための人事評価制度の見直し

所管課 人事課 教育庁総務課

一連番号 (14)

- 業績に応じた適正な処遇を行うことにより職員の意欲を向上させるため、人事評価制度について、必要な見直しを行うとともに、評価を給与に反映させる対象範囲については、現在の課長級以上の職員に加え、課長級未満の職員への拡大を図ります。
- 教育委員会においても、人事評価における評価項目、評価手法等の精度を高め、人事評価結果について人材育成及び人事管理への更なる活用を図るため、現在、教育庁及び教育機関（学校を除く）の課長級以上の職員を対象に実施している人事評価結果の給与反映の対象範囲の拡大を図ります。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□給与反映の下位職位への拡大	→			
□研究職員への評価制度の適用 ・検討 ・実施		→	→	
□給与反映の下位職位への拡大の検討・実施 (教育委員会)				→

2 不断の業務改善の推進

(1) 業務の簡素化・迅速化に向けた業務全般にわたる改善

所管課 総務課 情報企画課

一連番号 (15)

- 庁内会議の効率化、執務環境の改善など、スリムで効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図るため、業務全般にわたるきめ細かな改善を進めます。
- 職員数の縮減や新たな政策課題に充てる財源を確保するため、施策・事務事業の見直しを実施します。
- 職員間のコミュニケーションを図り、共通意識をもって業務を円滑に遂行するため、所属職員の動向や業務進行について確認する朝コミを実施します。

★朝コミ：

原則毎朝、その日の業務に関する所属職員の行動予定等の確認を班単位で実施する業務打ち合わせ。

- 電子掲示板、共有サーバ等 I T 技術を活用し、職員間の円滑な情報共有を進め、効率的な業務の推進を図ります。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 業務改善全般にわたるきめ細かな改善の推進				→
<input type="checkbox"/> 施策・事務事業の見直し				→
<input type="checkbox"/> I T 技術を活用した職員間の情報共有の推進				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■施策・事務事業の見直し業務数	業務数	—	250	250	200	200

(2) 簡素で効率的な行政運営のためのITの活用

所管課 情報企画課

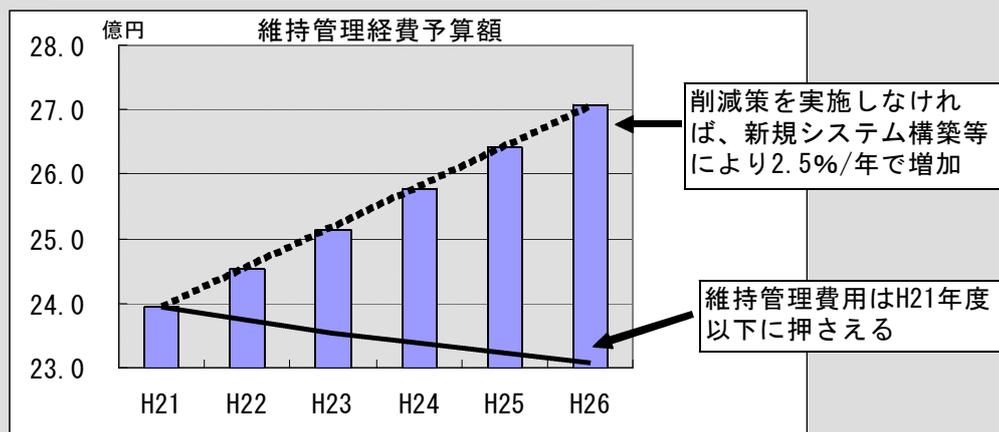
一連番号 (16)

- 簡素で効率的な行政運営の確立のため、「業務効率化」、「経費削減」及び「危機管理」の3要素のバランスを取りながら情報システム全体最適化を推進します。

[情報システム全体最適化への取組]

- サーバーなど機器の統合・集約
- システム共通基盤の拡充によるサービスと機能の標準化・共通化
- 運用・保守業務の標準化・統合
- 情報システム調達体制の充実と調達マニュアルの拡充
- IT基礎技能の向上

[維持管理経費予算額削減予測図]



実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□情報システム全体最適化の推進				→

数値目標

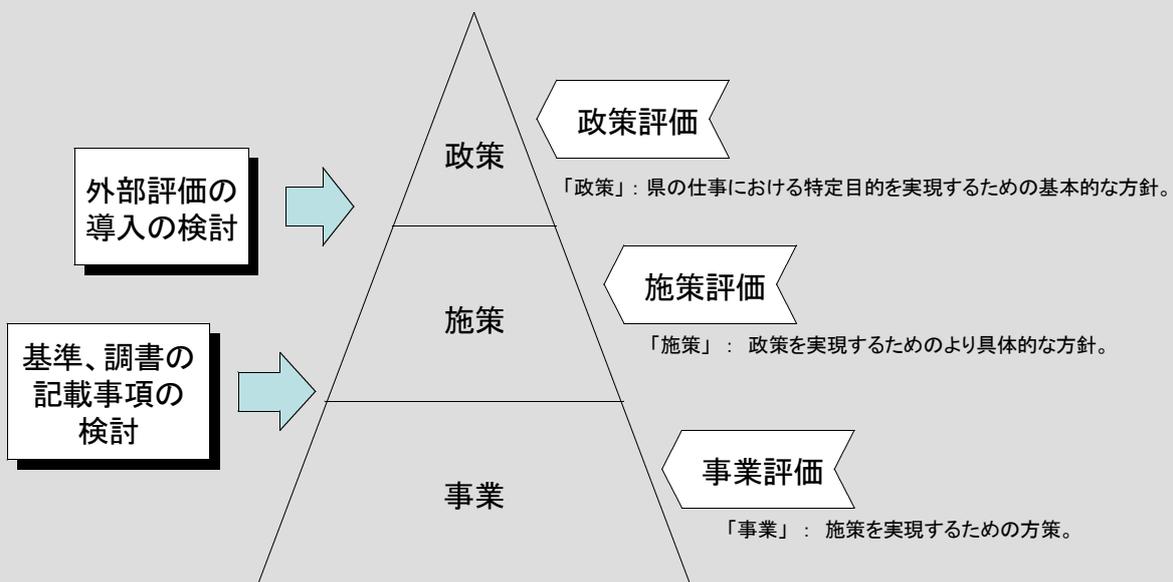
指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■情報システム維持管理経費予算額	億円	(21年度) 24	23.7	23.5	23.3	23.2

(3) 評価事務の簡素化等政策評価制度全般の見直し

所管課 総合政策課

一連番号 (17)

- 政策の評価結果がより有効に施策に反映されるよう評価の手法や基準(必要性、有効性、効率性)等を見直すとともに、記載項目等を点検し、より県民にわかりやすい評価になるように改善します。
- 県民の意見を評価に反映させるため、政策評価に外部評価の導入を検討します。



実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 政策評価制度の見直しの検討	→			
<input type="checkbox"/> 改正制度の実施				→

3 県民の利便性の向上

(1) 規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化

所管課 総務課 総合政策課

一連番号 (18)

- 条例・規則に規定されている各種規制の緩和や行政手続きの簡素化に向けた見直しを行い、県民の利便性の向上を図ります。
- 今後制定・施行が予定されている「地域主権推進一括法案」等に、本県も含めた地方の意向が確実に反映されるよう、全国知事会等を通じて国に要望します。
- 「地域主権推進一括法案」等により地方自治体への様々な義務付け・枠付けが見直されることに伴い、各種規制の緩和や行政手続きの簡素化を図り、県民・NPO・企業など多様な県民の利便性の向上を図ります。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□市町村への説明会や各種団体・県民等との意見交換の実施による見直し対象の洗い出し	→			
□各種規制の緩和・行政手続きの簡素化				→
□「地域主権推進一括法案」等による見直し		→		→

(2) 電子自治体の推進

所管課 情報企画課 総務課 税務課

一連番号 (19)

- 随時、電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し（認証方法、添付書類の見直し等）を行うとともに、携帯電話からも申請できる簡易な様式を増やし、利便性の向上を図ります。
- 納税者の利便性の向上を図るため、地方税の電子申告の一層の普及拡大を図るとともに、電子申告に係る納税手続へのマルチペイメント導入など、電子納税の実施について検討します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 電子申請・届出サービスの対象、手続の見直し				▶
<input type="checkbox"/> 電子申告の普及拡大の推進				▶
<input type="checkbox"/> 電子納税の検討・実施				▶

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 申告に占める県税の電子申告の割合（年度平均）	%	(20年度) 19.2	30	40	50	60

(3) 県有地や県有施設の有効活用の推進

所管課 財産活用課 地域活力創造課

一連番号 (20)

- 県有施設の有効活用を図るため、土地や施設の空きスペースを、本来の使用目的にかかわらず県民に貸し出すなど、県民ニーズに沿った本来目的以外の利用を積極的に推進します。

【想定される施設等】

- ・各地域振興局の職員会館
- ・本庁や地域振興局の会議室
- ・公共施設の空きスペース
- ・未利用土地

- 構造改革特区・地域再生制度を利用した施設の目的外利用等について、説明会や相談会を開くなど、市町村や県民への周知を行い、制度の活用を図ります。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□ 県有施設の利用に関する規則、要綱、貸出基準策定	→			
□ 貸出物件の選定		→		
□ 県民への周知、貸出				→
□ 構造改革特区・地域再生制度の周知・活用				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 貸出施設件数	件	—	3	7	12	17

(4) 公共施設の利用拡大とサービス改善の推進

所管課 総務課

一連番号 (21)

- 公共施設の利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進め、その具体的状況を公表します。
- 指定管理者制度を導入している施設において利用者がよりよいサービスを受けられるよう、指定管理者の経営努力を引き出すような制度の導入や、モニタリングの統一的な実施など、指定管理者制度の見直しを進めます。

★モニタリング：

指定管理者によるサービス提供の実態や施設運営業務の履行状況を確認するために行う業務監視のこと。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□公共施設のサービス改善状況の公表				→
□指定管理者制度の見直し	→			
□指定管理者制度導入施設のモニタリング実施				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■公共施設顧客満足度	%	(20年度) 76.7	79.0	80.0	81.0	82.0

4 県政運営の公正の確保と透明性の向上

(1) 適正な公共調達を行うための取組の推進

所管課 建設管理課

一連番号 (22)

- 建設工事における総合評価落札方式の拡大や地域要件のブロック制導入、建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入など、適切な競争条件の設定に努めます。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□建設工事における総合評価落札方式の拡大				→
□建設コンサルタント業務における総合評価落札方式の導入				→
□建設工事における地域要件のブロック制導入				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■総合評価落札方式適用工事割合（4,000万円以上の工事）	%	(21年度) 40	45	45	50	50
■建設コンサルタント業務の総合評価落札方式の実施割合（土木コンサルタント業務）	%	32	35	35	40	40

(2) 職員の再就職に関する透明性の確保

所管課 人事課

一連番号 (23)

- 適切な退職管理と適正な公共調達を確保するため、職員の営利企業への再就職制限や退職した県職員からの働きかけを防止する措置を、引き続き講じていきます。
- 出資法人等への再就職について、透明性の一層の確保のため、新たに次の規制等を行います。
 - ・ 出資法人等から職員の紹介依頼がある場合は、再就職後に担当する業務、解決すべき課題等を明記した書面を提出させます。
 - ・ 出資法人等に再就職した場合の給料は、業務内容に応じた水準とし、最大でも県退職時の3分の2を超えないものとします。
 - ・ 出資法人等に再就職した者が退職する場合には、これまでも一律に算定する形での退職金は支給しないよう指導してきましたが、今後は退職金及び功労金は一切支給しないこととします。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 出資法人等からの紹介依頼文書の提出				▶
<input type="checkbox"/> 出資法人等に再就職した場合の給料及び退職金の規制				▶

Ⅲ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

1 職員数の見直し

(1) 新たな定員適正化計画による職員数の見直し

所管課 人事課

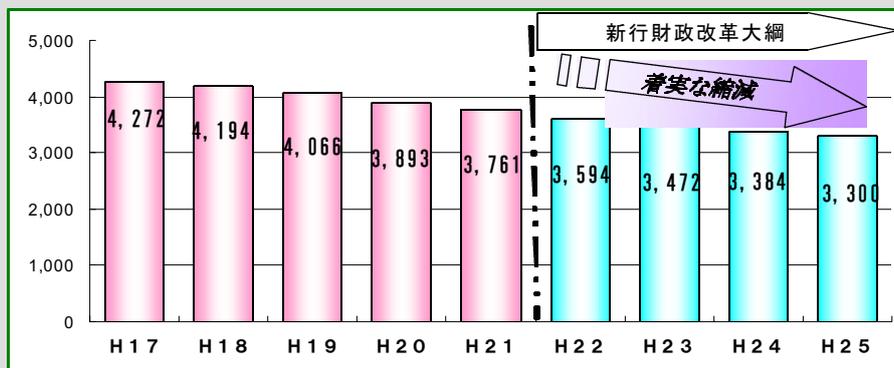
一連番号 (24)

- 行政サービスの維持・向上に十分配慮しながら、事務事業のより一層の見直しを行い、引き続き職員数の縮減に取り組みます。

<主な見直し方向>

- ・組織の再編
- ・退職者の再任用や非常勤雇用
- ・民間委託
- ・IT化・システム化の推進
- ・外部団体への職員派遣の見直し
- ・県機関の独立行政法人化
- ・市町村への権限移譲と協働化

- 毎年の採用を一定数に保ちながら、職務経験者の採用も計画的に行い、年齢構成のバランスをとるよう努めます。



実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□新たな定員適正化計画の策定	(平成22年3月策定)			
□職員数の縮減と年齢構成の適正化				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■知事部局の職員数	人	(21年度) 3,761	3,594	3,472	3,384	3,300

※病院、県立大学、公営企業を除く

(2) 出資法人等への関与の縮小

所管課 人事課

一連番号 (25)

- 県と出資法人等との役割分担を明確にし、出資法人等が自らの責任で効率的な運営ができるように、県からの職員派遣を縮小します。

★出資法人等：

県が出資する株式会社、財団法人、社団法人及び地方独立行政法人並びに県の施策の推進と密接な関係にある団体

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□県からの派遣職員の縮小				
				▶

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■県からの派遣職員数	人	(21年度) 167	141	126	115	103

2 知事部局の組織の再編・見直し

(1) 知事公室の廃止をはじめとする本庁組織全体の再編

所管課

人事課

一連番号 (26)

○ 簡素で効率的な県政運営体制の確立のための再編

事務及び事業の運営体制が簡素で効率的なものとなるよう次の再編を行います。

・ 知事公室、総務企画部及び学術国際部の再編

内部管理に関する事務を分掌させるための組織として**総務部**を設置するとともに、企画及び地域振興に関する事務を分掌させるための組織として**企画振興部**を設置することにより、明確に機能を分担し、1室2部を2部に再編します。

・ 試験研究機関の所管の変更

試験研究機関は、消費者や事業者のニーズを踏まえて事業部の施策と密接な連携を図りながら試験研究を行うことが望ましいという観点から、学術国際部から事業部に所管を移します。

これにより、試験研究機関の予算や財産管理、人事は、事業部が所管します。

統一的・横断的な研究評価の実施、特許等の知的財産戦略の推進、高等教育機関等との連携、各センター間の連携などは学術国際局が担います。

試験研究機関	所管部	所管課
健康環境センター	生活環境部	環境管理課
農林水産技術センター	農林水産部	農林政策課
産業技術総合研究センター	産業労働部	産業政策課
総合食品研究センター ※	産業労働部	産業政策課

※ 総合食品研究所から改称

・ 会計管財課及び公共建築物活用室の再編

県有財産の効率的な管理を図るため、会計管財課から財産管理及び車両管理の業務を公共建築物活用室に移管し、会計管財課を**会計課**に、公共建築物活用室を**財産活用課**に、それぞれ名称を改めます。

- 「ふるさと秋田元気創造プラン」等の重要施策や特定課題への対応のための再編
社会経済情勢の変化や本県が今後目指すべき方向を見据え、新たな行政課題や県民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できる体制とするため、次の再編を行います。

ア 総務部

- **徴収特別対策室**

市町村と協働して地方税の滞納整理を行うため、税務課の課内室として、徴収特別対策室を設置します。

イ 企画振興部

- **地域活力創造課**

地域づくりなど地域活性化に関する施策を一元化し、各種施策を充実することにより地域活力を向上させるため、地域活力創造課を設置します。

- **スポーツ振興課**

スポーツ振興に一元的、総合的に取り組むことによりスポーツ立県を推進するため、スポーツ振興課を設置します。

- **少子化対策局**

少子化対策を総合的に企画、調整することにより施策を強力に推進するため、少子化対策局（部内局）を設置します（局の下に課は置きません）。

- **学術国際局**

学術国際部が担ってきた大学間、産学官及び試験研究機関相互の連携を引き続き推進するとともに、国際関連施策を統括するため、企画振興部の部内局として学術国際局を設置します。

- **学術振興課**

大学間、産学官及び試験研究機関相互の連携を一体的に推進するため、学術国際政策課と科学技術課を統合再編し学術振興課を設置します。

- **国際課**

国際関連施策について窓口を一元化し総合的に推進するため、国際課を設置します。

ウ 健康福祉部

・ がん対策推進チーム

がんの予防と治療に関する総合的な対策を強力かつ効果的に推進するため、メタボリックシンドローム予防推進チームをがん対策推進チームに改組します。

エ 生活環境部

・ 消費生活室

消費者問題に関し迅速・的確に対応するため、安全・安心まちづくり推進室に消費者関連施策を一元化するとともに、同室の防犯、交通安全等に関する業務を県民文化政策課に移管し、同室を消費生活室に改めます。

オ 産業労働部

・ 地域産業振興課

新たなリーディング産業や地場の中核企業を育成するとともに、創業支援を強化することとし、地域産業課を地域産業振興課に改めます。

・ 産業集積課

成長分野の企業や地域の特色を生かした企業の集積を促進するとともに、企業立地に関する業務を強化することとし、誘致企業室を産業集積課に改めます。

※ 東京に企業立地事務所を設置（東京事務所に併設）

・ 食品産業課

食品産業を地域経済を支える産業として育成するため、農林水産業との連携を強化しながら、商品開発や販路開拓を強力に支援することとし、食彩あきた推進室を食品産業課に改めます。

・ 資源エネルギー産業課

新エネルギー及び省エネルギーに係る技術開発、企業の立地や育成に関する業務を強力に推進するため、環境エネルギー推進課の業務の一部を資源産業課に移管し、同課を資源エネルギー産業課に改めます。

なお、環境エネルギー推進課を温暖化対策課に改めます。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□本庁組織全体の見直し	→			

(2) 行政改革と行政サービス維持の両面からの地域振興局組織の見直し

所管課

人事課

一連番号 (27)

- 地域振興局について、次の点に配慮しながら組織の見直しを進めます。
 - ・ 行政改革の推進
 - ・ 行政サービスの維持
 - ・ 地域の特色や課題
 - ・ 県と市町村の機能合体の進捗状況
 - ・ 国の地方分権改革に関する動向

- 企画立案や内部管理などの業務を中心に特定の地域振興局に集約することにより、業務の効率化を進めます。

地域住民に直結した窓口業務や現場業務のほか、地域固有の課題に対応する部門は、基本的に全ての地域振興局に配置します。

集約する業務によっては、週の特定日に職員を派遣するなど、地域住民の利便性に配慮した対応を行います。

▶ 平成22年度から実施するもの

ア 福祉環境部の試験検査体制の一元化

試験検査体制を一元化し業務の効率化や高度化を図るため、大館、秋田及び平鹿の3福祉環境部に設置している試験検査課の業務を健康環境センターに移管します。

イ 建設部の内部組織の再編

現場やスピードを重視し、危機管理や繁忙期への柔軟な対応を図るため、現行の企画道路課、河川砂防課及び下水道課の3課を、企画調査課（入札・契約、調査設計、積算など）及び工務課（工程、施工管理など）の2課に再編します。

ウ 福祉環境部の健康づくり推進チームの業務の移管

鷹巣阿仁、秋田及び平鹿の3福祉環境部に設置している健康づくり推進チームは、設置期間満了により、業務を福祉環境部企画福祉課に移管します。

▶ 平成23年度からの実施に向け集約等の検討を進めるもの

ア 単独事務所化

県税など、他との関連が薄い部門の単独事務所化。

イ 総務企画部の総務経理課の集約

総務経理業務を特定の振興局に集約。

ウ 総務企画部の観光振興業務のあり方

機能合体の進捗状況を踏まえ、観光振興業務のあり方と広域観光の所掌を検討。

エ 農林部の企画立案業務等の集約

企画立案業務等を特定の振興局に集約。

オ 建設部の企画立案業務等の集約

道路・河川・砂防等の企画立案業務、入札契約業務等を特定の振興局に集約。

カ 平鹿地域振興局のあり方

管轄区域が横手市の1市のみである平鹿地域振興局の同市との機能合体や同市への権限移譲。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□福祉環境部の試験検査体制の一元化	→			
□建設部の内部組織の再編	→			
□福祉環境部の健康づくり推進チームの業務の移管	→			
□業務の集約等による組織の再編		→		

3 知事部局以外の機関の改革

(1) 地域の実情に即した教職員の適正配置と学校組織の活力の維持・向上

所管課 教育庁総務課

一連番号 (28)

- 児童生徒数の減少や学校の統合等による教職員定数の減少を踏まえつつ、少人数学習や特色ある取組への教員の重点配置など、地域の実情に即した教職員の適正配置に努めるとともに、退職者の補充抑制、学校事務のセンター化、派遣教員の縮小などに取り組みます。
- 現行の受験年齢の維持などによる若手教員の採用や、博士号保有者、スポーツで国際大会に出場した者などの社会人特別選考の実施により、学校組織の活力の維持・向上に努めます。
- 学校運営機能の強化を図るため、学校教育法上の副校長の設置を検討するとともに、教育専門監を活用し、授業力の向上に引き続き取り組みます。
- 教育環境の向上を図るため、民間人講師の活用、進学情報関連企業との連携など、民間の優れた手法を生かした取組を推進します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 地域の実情に即した教職員の適正配置				→
<input type="checkbox"/> 多様な人材の採用				→
<input type="checkbox"/> 副校長の設置の検討	→			
<input type="checkbox"/> 民間活力を活用した教育環境の向上				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■教職員定数	人	(21年度) 10,519	10,352	10,176	10,004	9,857

(2) 県立高等学校の統合

所管課

教育庁高校教育課

一連番号 (29)

- 各地域の生徒数や学校・学科のバランスを考慮し、生徒たちの希望に応える教育活動が展開できる学校づくりをするため、適正な学校規模を維持する観点から北秋田、湯沢、能代地区で高校を統合します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□北秋田地区統合校（平成23年4月開校） （鷹巣農・鷹巣・米内沢・合川）	→	開校		
□湯沢地区統合校（平成23年4月開校） （湯沢北・湯沢商工）	→	開校		
□能代地区統合校（平成25年4月開校） （能代北・能代商）			→	開校

(3) 警察本部の改革

所管課 警察本部警務課

一連番号 (30)

- 定年退職警察官を再任用し、長年培ってきた専門的な知識・経験・技能を活用することにより、現場執行力の確保や若手警察官等後継者の育成を図り、県民の安全で安心な暮らしを守ります。
- 治安情勢に的確に対処するため、必要な部署への増強配置を図りつつ、事務の効率化を図り、合理化・再配置に取り組むことにより、一般職員数を縮減します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 定年退職警察官の再任用				▶
<input type="checkbox"/> 事務の効率化等による一般職員数の縮減				▶

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 一般職員数	人	(21年度) 380	378	375	372	370

(4) 行政委員会委員報酬のあり方の検討

所管課 人事課

一連番号 (31)

- 各行政委員会の委員（非常勤特別職）に支給する報酬について、各委員会の活動状況を踏まえ、支給方法や支給水準について検討し、必要に応じて、報酬の日額化などの見直しを行います。

【行政委員会】

- ・ 人事委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 収用委員会
- ・ 内水面漁業管理委員会
- ・ 監査委員
- ・ 教育委員会
- ・ 海区漁業調整委員会
- ・ 労働委員会
- ・ 公安委員会

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 委員会活動の実態の把握	→			
<input type="checkbox"/> 各委員会との意見交換の実施	→			
<input type="checkbox"/> 報酬のあり方の検討、必要な見直し	→			

(5) 議会事務局サポート機能の強化

所管課

議会事務局総務課

一連番号 (32)

- 地方分権の進展や厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に迅速・的確に対応するため、「行政監視」、「政策提言」、「県民に開かれた議会」のさらなる強化・充実を目指し、分権時代に即応した議会運営の諸改革が円滑に図られるよう事務局のサポート機能の強化に努めます。

実施計画

取 組 内 容	22年度	23年度	24年度	25年度
□諸改革の検討のサポート ・定例会の会期のあり方 ・議決事件の拡大 ・新たな議員執務室の設置				→

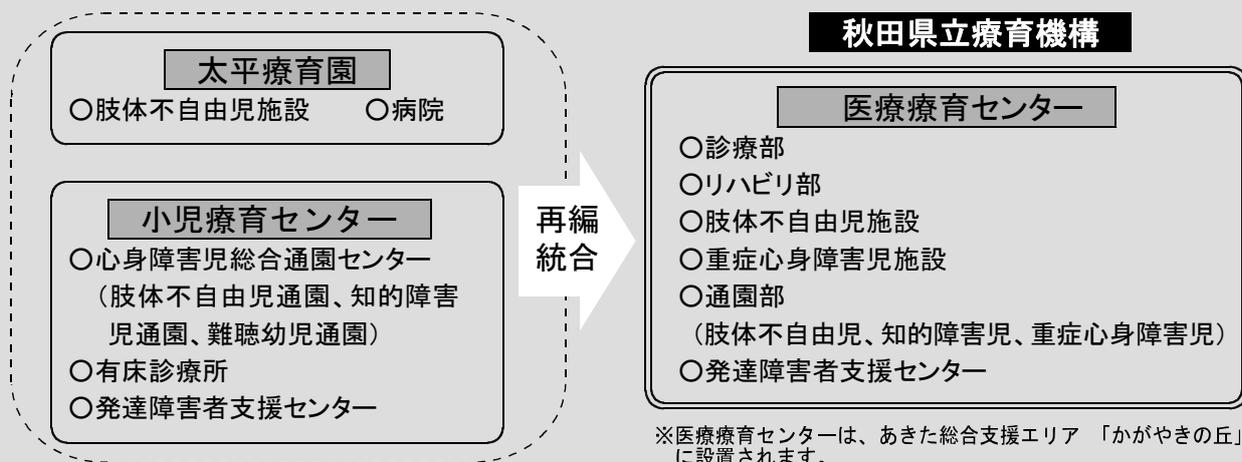
4 地方独立行政法人の経営改善

(1) 秋田県立医療療育センターを運営する新たな地方独立行政法人の設立

所管課 障害福祉課

一連番号 (33)

- 太平療育園と小児療育センターを再編統合し、高度な専門療育の安定的な提供と、円滑な運営を図るため、平成22年4月に、地方独立行政法人秋田県立療育機構を設立します。



あきた総合支援エリア「かがやきの丘」全体イメージ

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□地方独立行政法人秋田県立療育機構の設立	→ (4月)			
□地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営				→

(2) 地方独立行政法人の経営改善に向けた取組の推進

所管課 学術振興課 医務薬事課

一連番号 (34)

- 秋田県立大学及び国際教養大学に対する県の人的関与を必要最小限にとどめ、法人の創意工夫により自立的・機動的な運営ができるよう、県からの派遣職員数を段階的に縮減します。
- 県立病院機構について、医療機関同士の連携の強化や病床管理の弾力化、医療スタッフの弾力的な配置等により、医療需要や患者動向の変化等に機敏に対応し、医療サービスの向上を図るとともに、安定的な経営基盤を確立するため、収入の確保と費用の節減を進めます。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□ 県派遣職員の縮減 (公立大学法人)				→
□ 効率的な運営体制の構築 (県立病院機構)				→
□ 事務部門の職員の確保・育成 (県立病院機構)				→
□ 収入の確保、費用の節減 (県立病院機構)				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 県からの派遣職員数 (公立大学2法人計)	人	(21年度) 54	45	37	33	28
■ 経常収支比率※ (県立病院機構)	%	(21年度) 97.5	100.4	101.6	101.0	100.9

※経常収支比率： 経常費用に対する経常収益の割合

$$\text{経常収益(医業収益+医業外収益)} \div \text{経常費用(医業費用+医業外費用)}$$

IV 選択と集中による財政運営の推進

1 秋田の発展につながる政策経費の確保

(1) 既存事業の抜本的な見直しによる重点施策への配分額の確保

所管課 財政課

一連番号 (35)

- 事業の選択と集中を徹底のうえ、喫緊の課題である経済・雇用対策や、「ふるさと秋田元気創造プラン」等の秋田の発展につながる重点施策について、予算を積極的に配分します。

★ふるさと秋田元気創造プラン：

重点課題に特化した「秋田21総合計画」に替わる新たな県政運営の指針。プランは5つの戦略で構成される。

産業経済基盤の再構築戦略

融合と成長の新農林水産ビジネス創出戦略

県民参加による脱少子化戦略

いのちと健康を守る安全・安心戦略

協働社会構築戦略

- すべての既存事業について、必要性、緊急性、効率性等の観点から見直しを図り、新規事業等の財源を確保します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□重点施策への積極的な予算配分				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■政策予算総額(当初予算)に占める重点施策事業の割合	%	(21年度) 17.2	21.7	23.0	24.0	25.0

(2) 市町村等の自主性を活かした事業への財政支援

所管課 財政課 少子化対策局 活力ある農村集落づくり推進チーム

一連番号 (36)

- 地域活性化や少子化対策で、市町村や地域団体が主体的に取り組む事業を支援するため、市町村等が裁量を発揮して取り組める新たな交付金制度を創設します。また、制度の内容については、「秋田県・市町村協働政策会議」等の場を通じて、市町村等との十分な協議を踏まえ決定します。
- 高齢化等集落の自立と活性化に向けて、集落自治会やNPO法人等の地域協働組織が行う実践活動の立ち上がり段階をサポートする「元気なムラづくり“チャレンジ”支援事業」を実施します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 市町村や地域団体が主体的に取り組む交付金事業の実施				→
<input type="checkbox"/> 市町村少子化対策包括交付金制度の創設	→			
<input type="checkbox"/> 元気なムラづくり“チャレンジ”支援事業の実施	→			

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■関連予算額	億円	—	3	3	3	3
■高齢化等集落の活力向上対策等に取り組む市町村数	数	(21年度) 10	25	—	—	—

2 歳出の見直し

(1) 人件費の縮減

所管課 財政課 人事課

一連番号 (37)

- 新たな定員適正化計画等の着実な推進により、総人件費を縮減します。
- 社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、業務の特殊性が変化した手当等について見直しを行います。
- 業務執行体制の見直しを行い、管理職職員数を削減するとともに、管理職手当の見直しを行います。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□職員数の見直しによる総人件費の縮減				→
□各種手当等の見直し				
・住居手当（21年12月実施）				
・管理職手当	→			
・農林漁業普及指導手当				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■総人件費	億円	(20年度) 1,544	1,535	1,496	1,477	1,466

(2) 県単独補助金の見直し

所管課 財政課

一連番号 (38)

- 全ての分野の県単独補助金について、負担の適正化、県民ニーズの再検討、各種団体等の事務の効率化の観点から見直しを行います。また、終期の設定、計画的縮減等についても検討します。
- 補助金の見直しに当たっては、関係機関の十分な理解を得ながら進めます。
- 本県の将来の発展に向けて必要な事業や、県民の安全・安心につながる事業等については、財政改革により財源を確保し、積極的に対応します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□県単独補助金の見直し				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■補助金の縮減額 (新規・拡充分を除く)	億円	(21年度) △51	△33	△10	△10	△10

(3) 公共投資の重点化及びコスト削減

所管課 財政課 総合政策課 技術管理室

一連番号 (39)

- 将来の県民負担につながる県債残高を縮減する観点から公共事業費の縮減を図るとともに、「選択と集中」、「費用対効果」の観点から事業費の効果的な重点配分に努めます。

また、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、国の経済対策や地方財政計画を勘案し、機動的・弾力的に対応します。

- 国直轄事業負担金については、維持管理費が23年度から全廃されることになりましたが、今後も国と地方の役割分担を明確化するとともに、建設費については地方が真に必要な公共事業を実施できるような仕組みをつくった上で、将来的に廃止することを、本県独自に又は全国知事会等を通じて、国に要望します。

- 公共工事の新規箇所等について、設計の最適化によるコスト縮減を図るため、インハウスによる「設計VE」を推進します。

★インハウスによる「設計VE (Value Engineering)」:

職員だけにより、「気づきにくい改善余地を効率的に見つけ、改善する技術」で、6～8人のワークショップ形式で設計の最適化を検討すること。コスト縮減のほか、参加者の意識改革の効果がある。

- 社会資本整備のライフサイクルコスト縮減のため、「長寿命化施策」を推進します。

★長寿命化施策:

既存施設の延命化とライフサイクルコストの低減を図るため、橋梁や舗装等の維持修繕を計画的かつ効果的に実施する。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 投資事業の重点化と縮減				▶
<input type="checkbox"/> 「設計VE」の推進				▶
<input type="checkbox"/> 「長寿命化施策」の推進				▶

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 投資事業費 (当初予算)	億円	(21年度) 1,139	999	954	902	893

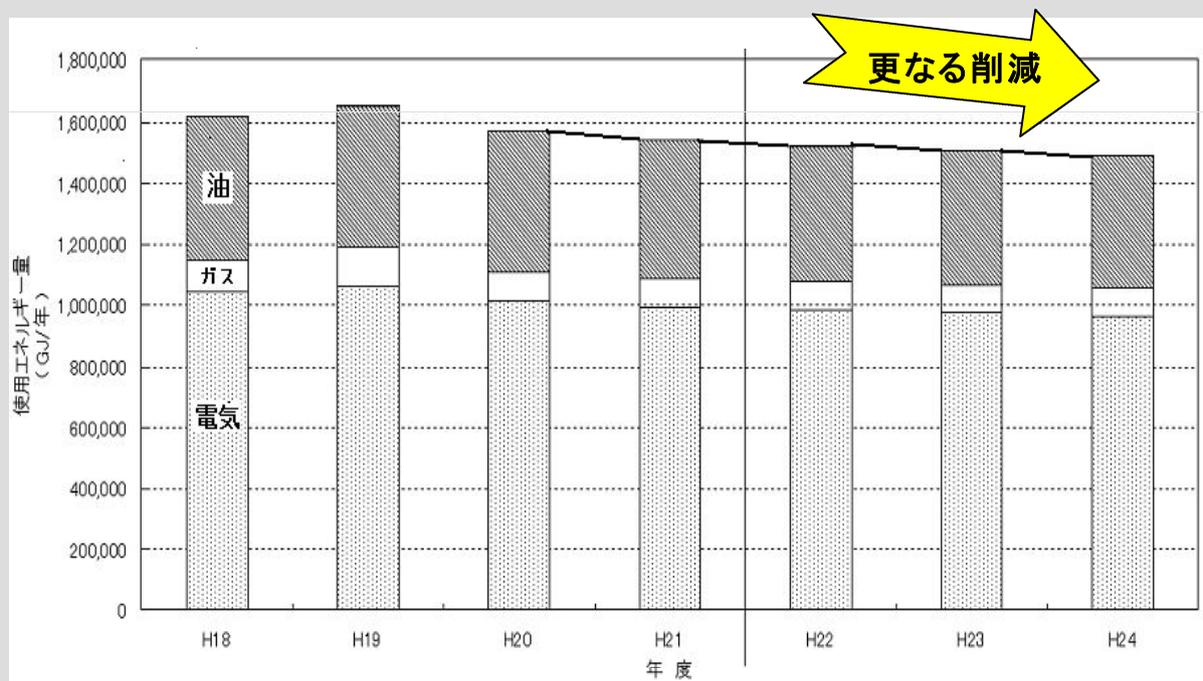
(4) 事務費、施設運営費等の経常的経費の縮減

所管課 財政課 財産活用課

一連番号 (40)

- 事務費について、これまで以上に職員一人ひとりにコスト意識を徹底させ、事務の効率化・簡素化などにより経費縮減を図ります。
- 施設管理運営費について、より効率的・効果的な管理運営体制を構築し、光熱水費、委託業務費等の固定経費の縮減を図ります。
- 県有建築物において、エネルギー使用量の多い施設の原因を分析し、改善します。また、エスコ事業の導入や省エネ機器への更新などによりエネルギー使用量の削減を図ります。

★エスコ事業： エネルギー (Energy)、サービス (Service)、カンパニー (Company) の略称。
既存建築物の設備等へ民間資金や技術力を活用して、省エネルギー改修を行い、それによる光熱水費削減分で改修にかかる経費を償還し、満了時にはその削減分が全て県の利益となる事業。



実施計画

取 組 内 容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 経常的経費の縮減				→
<input type="checkbox"/> エネルギー使用量の適正化				→
<input type="checkbox"/> エスコ事業の導入				→
<input type="checkbox"/> 省エネ機器への更新				→

数値目標

指 標 名	単 位	現 状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 経常的経費の縮減額 (一般財源ベース)	億円	(21年度) △12	△10	△5	△5	△5
■ 県有建築物のエネルギー 使用量	%	(20年度) 100	98	97	96	95

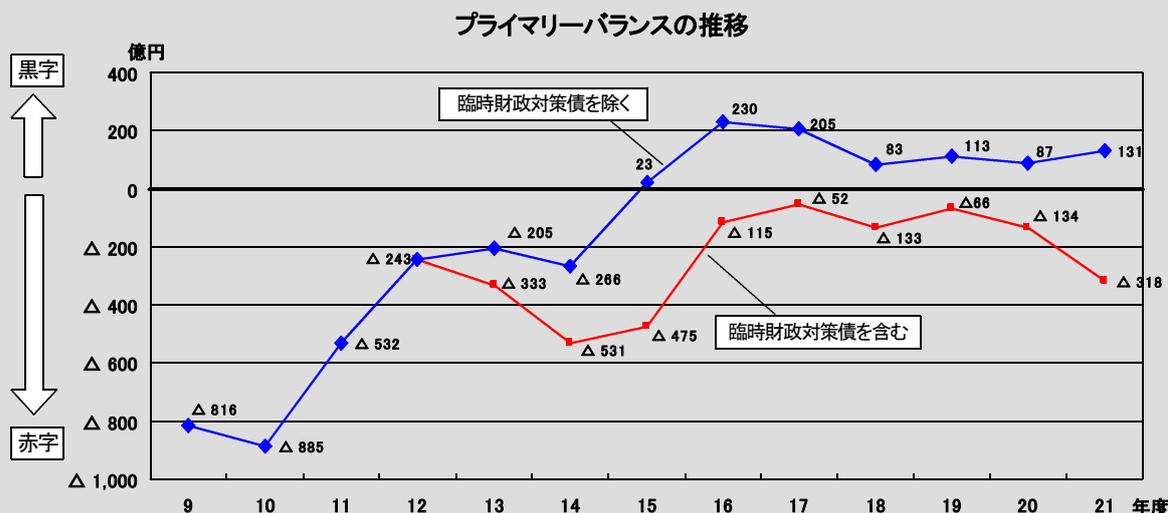
(5) 県債発行額の抑制（臨時財政対策債を除く）によるプライマリーバランスの黒字確保

所管課 財政課

一連番号 (41)

- 将来の世代に過大な負担を残さない財政運営を行う観点から、歳入・歳出両面の財政改革の徹底、投資事業の重点化等により、県債の新規発行総額を抑制します。
- 地方交付税の振り替えとして発行する臨時財政対策債を除き、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字（県債発行額を当該年度の公債費「元金償還額」の範囲内に抑制）を確保し、県債残高の縮減を図ります。

※20年度までは決算額、21年度は当初予算の数値



★プライマリーバランスの推移（元金ベース）：

- ・ 県債発行額の抑制により、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスは、平成15年度以降、黒字に転じている。
- ・ 今後も将来の財政負担を軽減するため、県債の発行額を抑制していく必要がある。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 県債発行総額の抑制				→
<input type="checkbox"/> プライマリーバランスの黒字確保				→

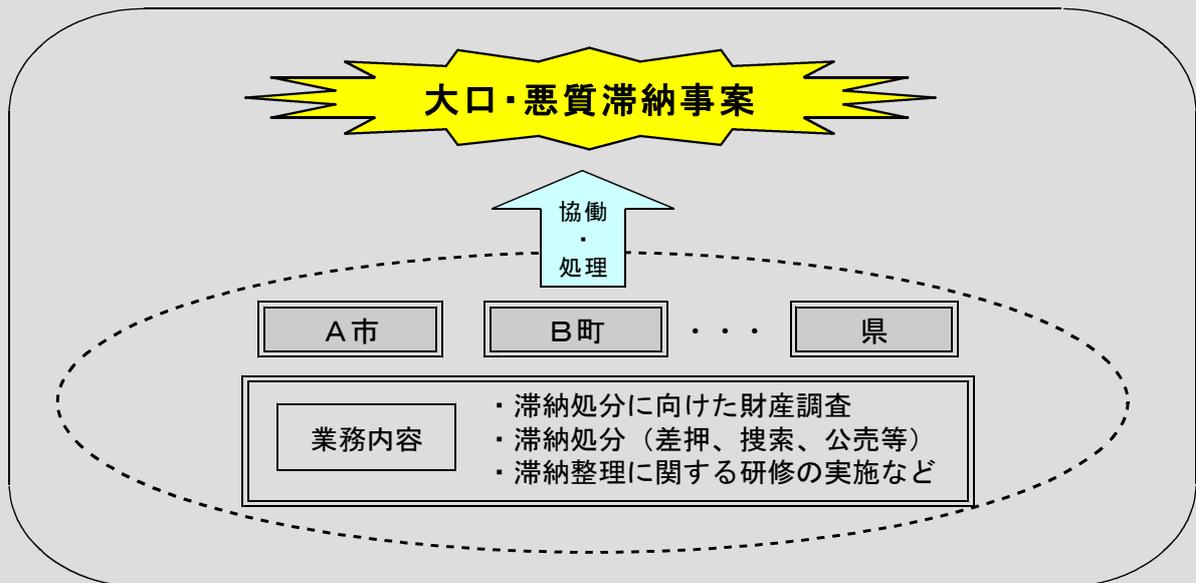
3 歳入の確保

(1) 県・市町村の連携による県税収入率の向上

所管課 税務課 徴収特別対策室

一連番号 (42)

- 個人県民税の税収確保に向けて、県と市町村協働の組織である秋田県地方税滞納整理機構を設立するとともに、税務課内に徴収特別対策室を設置し市町村との連携による収入確保対策の強化に取り組みます。



- 個人県民税以外の県税についても、引き続きその収入率を確保するため、納税環境の整備や滞納処分の早期着手などの収入確保対策に取り組みます。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□秋田県地方税滞納整理機構設立	→			
□収入確保対策の強化				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■県税収入率（現年分）	%	(20年度) 99.07	99.09	99.10	99.11	99.12
■県税収入率（滞納繰越分）		19.84	19.86	19.87	19.88	19.89

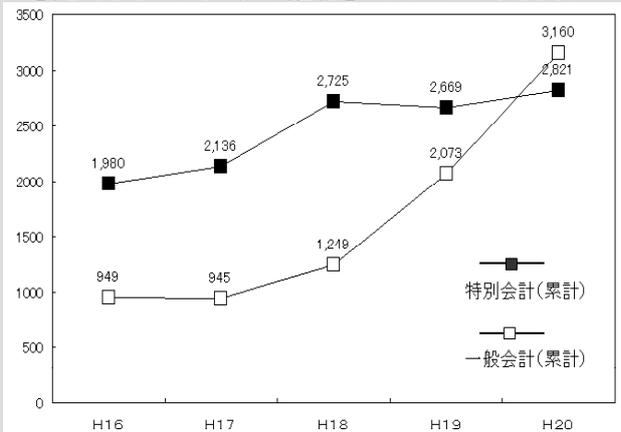
(2) 税外未収金の回収と未利用資産の処分の促進

所管課 会計課 財産活用課

一連番号 (43)

- 税外未収金の回収を促進するため、債務者に対し、電話や面接により繰り返し債務の履行を求めるとともに、差し押さえや交付要求などの法的措置を講じます。
また、未収金を所管する課長等で構成する「秋田県債権管理検討委員会」を開催し、回収方策について協議を行うなど、未収金の全庁統一的な管理を行います。

【税外収入未収額の推移】(単位：百万円)



＜平成20年度未収額（累計）の主な内訳＞

一般会計

- ・能代産廃代執行費用 [2,823百万円]
- ・県営住宅使用料 [65百万円]
- ・生活保護費返還金 [47百万円]

特別会計

- ・中小企業設備導入助成資金貸付金 [2,610百万円]
- ・母子寡婦福祉資金貸付金 [84百万円]

- 利用見込みのない県有資産について、民間不動産業者の活用による紹介制度の利用、インターネットの利用等により売却を促進します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 税外未収金の回収強化				▶
<input type="checkbox"/> インターネットオークションの推進				▶
<input type="checkbox"/> 民間事業者との連携強化				▶

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 税外未収金の回収額	百万円	(20年度) 87	90	90	90	90
■ 県有資産の売却額	百万円	(21年度) 304	150	100	100	100

(3) 使用料・手数料の見直し、企業広告の活用等

所管課 財政課 財産活用課 総務課 総合政策課

一連番号 (44)

- 使用料・手数料について、コスト計算の見直しなどを行い、受益に見合った適正な負担を求めることとし、額の見直し、減免措置の妥当性、新たな使用料等の導入などを検討します。
 - 行政財産の目的外使用について、使用料を例外的に減免できる場合の減免率を見直すとともに、公募による長期貸付方式などを導入し、適正な使用料の徴収に取り組みます。
- ★現行減免基準の主なもの：

 - ・県の事務又は事業を代行又は補佐する団体等……………50%を超える減額又は免除
 - ・食堂、売店その他の厚生施設
 - 営業条件が限定されていると認められるとき……………50%を限度に減額
 - 営業条件が著しく限定されていると認められるとき…75%を限度に減額
- 県印刷物やホームページへの企業広告掲載の拡充と、県有施設における壁面等への企業広告の掲出や施設命名権（ネーミングライツ）の売却により、新たな歳入の確保を目指します。
 - ふるさと納税制度を活用した寄附の呼びかけを積極的に推進します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 使用料等の額の見直し	→			
<input type="checkbox"/> 新たな使用料等の導入				→
<input type="checkbox"/> 目的外使用料の減免率の見直し及び新基準による使用料徴収の開始	→			
<input type="checkbox"/> 公募による長期貸付方式の試行及び導入				→
<input type="checkbox"/> 印刷物、ホームページ及び県有建築物の活用による企業広告の募集				→
<input type="checkbox"/> ふるさと納税を活用した寄附の呼びかけ				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■使用料等の見直し件数	件	(21年度) 24	20	20	20	20
■広告事業による収入総額	万円	(20年度) 2,348	2,500	2,600	2,700	2,800

(4) 地方交付税の総額確保と基金の有効活用

所管課 総合政策課 財政課

一連番号 (45)

- 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の一体的な復元・強化に向け、本県独自に又は全国知事会等を通じて、地方交付税等の総額確保を国に強く求めます。
- 基金の残高や今後の活用状況等を勘案し、基金の役割や必要性の見直しを行い、整理・統合のほか、取り崩して一般財源として活用することや、条例に定められた用途の拡大など有効活用について検討します。

- ※ 特定の目的又は定額の資金運用のため、条例に基づき積み立てられた基金は、平成20年度末で、36基金、約1,002億円の残高があります。
国の制度等による基金を除く24基金、約795億円を対象に、廃止・統合、縮小、用途拡大等について検討します。
 - ※ 平成20、21年度の国の経済対策に基づく基金については、既存事業との整合性を図りつつ、雇用創出や地域福祉向上等の緊急対策に有効活用します。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 地方交付税の総額確保の要望				▶
<input type="checkbox"/> 基金取り崩し、用途拡大の検討・実施				▶
<input type="checkbox"/> 基金の整理・統合				▶

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■ 基金の取り崩し・用途拡大の金額	億円	(21年度) 6	4	4	4	4

4 第三セクターの経営の合理化・効率化の推進

(1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組

所管課 総務課

一連番号 (46)

- 「第3次第三セクター整理合理化指針」（平成20～22年度）に挙げた取組を着実に推進します。
- 平成23～25年度を実施期間として新たな第三セクター整理合理化指針を策定します。
- 新たな指針の対象法人は、「第3次第三セクター整理合理化指針」の取組実績を踏まえ、引き続き経営改善等の取組が必要な法人や公益法人制度改革に伴い、そのあり方の検討が必要な法人とし、着実な整理合理化を目指します。

【第3次第三セクター整理合理化指針に基づく取組】

① 県関与のあり方の見直し（1法人）

対象法人	第3次整理合理化指針	現状と今後の取組内容
(株) 秋田県分析化学センター	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な営業展開により経常黒字を確保する。 ・経営が安定した時点で県の関与を段階的に縮小する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度まで4期連続の黒字を計上している。 ・隣県等への更なる業務展開の実施等により経営の安定化に努め、県の関与を段階的に縮小する。

② 累積赤字の解消（4法人）

対象法人	第3次整理合理化指針	現状と今後の取組内容
(社) 秋田県農業公社	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画に基づき、19年度統合前の旧農業公社部門における18年度決算での累積赤字を、22年度決算までに半減させる。 ・事業の効率化を図るため、秋田県農業会議との連携強化を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度は飼料・資材費の高騰等により赤字決算。 ・新規事業への取組、運営経費の削減及び事業の効率化等を推進し、引き続き累積赤字の解消に努める。 ・農業会議との連携については、関連業務の一層の連携強化を検討している。
(株) 秋田県食肉流通公社	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度決算での累積赤字を22年度決算までに半減させる。 ・累積赤字が解消された時点で県の関与を段階的に縮小する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度は黒字計上し、順調に収益を確保している。 ・取扱数量増、経費節減、商品開発等による収益増等により、25年度決算での累積赤字解消を目指す。

(株) 秋田ふるさと村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 累積赤字の解消に向けた経営計画を20年度中に策定する。 ・ 16年度決算での累積赤字を21年度決算までに半減させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営計画を策定し、20年度に累積赤字半減を達成した。 ・ 今後は23年度決算での累積赤字解消を目指す。
十和田ホテル (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 累積赤字の解消に向けた経営計画を20年度中に策定する。 ・ 販売体制の強化を図り、今後増加が見込まれる個人宿泊客を確保することにより、単年度黒字を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度に経営計画を策定した。 ・ 経営計画に基づき、経営体質の改善を図り、早期に単年度黒字を実現することにより、引き続き累積赤字の解消に取り組む。

③ 経営の安定化（6法人）

対 象 法 人	第3次整理合理化指針	現状と今後の取組内容
(財) 秋田県工業材料試験センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規業務の開拓や料金改定等により収支構造を改善し、20年度決算の黒字化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度黒字は達成できなかったが、着実に赤字は圧縮されている。 ・ 新規業務獲得の継続や人件費圧縮により、未達成に終わった単年度黒字決算を早期に実現する。
(社) 秋田県青果物価格安定基金協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理費の縮減などを目指す中期収支計画を20年度中に策定し、経営基盤の確立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期収支計画を策定し、5期連続黒字を計上。 ・ 引き続き、管理費の縮減などを進め、経営基盤の安定化を図る。
(財) 秋田県林業公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8次長期経営計画に付帯する短期実行計画（経営改善アクションプログラム）に基づき経営改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として、長伐期化に向けた契約変更と分取割合の変更を通じて、収支改善に取り組んでいる。 ・ 今後は、今までの実績を踏まえて短期実行計画の見直しを行う。
田沢湖高原リフト(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者確保に向けた積極的な営業戦略の展開を基本とする次期経営計画を20年度中に策定し、継続的に経営改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期経営計画を策定した。 ・ 引き続き、積極的な営業戦略の展開と収益構造の見直しにより、経営の安定化を目指す。
秋田臨海鉄道 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度に策定した事業計画に基づき、コストダウンを徹底し、収支構造の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標以上のコストダウンができたが、収入は目標を下回り、20年度は赤字。 ・ 新規貨物誘致による収入増や人件費抑制等により、引き続き収支構造の改善を図る。
由利高原鉄道 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度に策定した再生計画に基づき経営改善を図り、経常損失を計画的に圧縮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20年度経常損失は前年度より圧縮。 ・ 由利本荘市地域公共交通総合連携計画を策定し、引き続き経常損失の計画的な圧縮に努める。

④ 法人の今後のあり方の検討等（12法人）

対 象 法 人	第3次整理合理化指針	現状と今後の取組内容
(財) 秋田県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主財源の確保と、事業の効率的な展開を図るため、法人のあり方を抜本的に見直し、21年度中に再生計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は活性化プラン（再生計画）に基づき、基金取崩しに頼らない安定した経営基盤の構築を目指す。
(社福) 秋田県小児療育事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども総合支援エリアの運営主体となる独立行政法人の設立を見据え、21年度末までに法人のあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太平療育園と統合し、22年4月に地方独立行政法人秋田県立療育機構となる。
(財) 秋田県災害遺児愛護会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な事業実施のため、他法人との統合も視野に入れ法人のあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他法人との統合については厳しい状況にある。 ・ 事業継続のために、類似団体への事業移管に向けて検討を進める。
(財) あきた移植医療協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織運営の効率化を図るため、他法人との統合を視野に入れ、20年度中に中期経営計画を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期経営計画の見直しを実施。 ・ 公益法人制度改革を踏まえ、経費削減及び寄附金収入増等による収支改善に努めつつ、他法人との統合も含めて法人のあり方を検討する。
(社) 青少年育成秋田県民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率的運営のため、法人のあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PR方法の見直しや職員の削減などにより効率的運営を図った。 ・ 会員や広告参加者を増やすことにより、自主財源の拡大を図る。 ・ 公益法人制度改革に伴う法人のあり方を検討する。
秋田県漁業信用基金協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針を踏まえ、合併等法人のあり方を検討する。 ・ 人件費の見直し等により収支の改善を図り、経常赤字を圧縮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の全国組織である(社)漁業信用基金中央会で組織再編対策を検討中。 ・ 上記の対策に沿った方針で取組を行うこととし、それまで人件費の見直し等により、収支改善に努める。
(財) 秋田県木材加工推進機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率的運営のため、法人のあり方を検討する。 ・ 手数料の見直し等により収支構造を改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼試験等の普及により、自主財源の確保を図り、収支構造の改善に努めている。 ・ 引き続き、事業の効率的運営のため、法人のあり方を検討する。
(財) 秋田県林業労働対策基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期事業計画に基づき、これまで積み立てた準備金を財源として事業の積極的な展開を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備金を財源とし、林業就労者の定着を目的とした研修や助成事業等を推進中。 ・ 引き続き、中期事業計画に基づき、事業の積極的な展開を図る。

(株) 玉川サービス	<ul style="list-style-type: none"> 法人運営上の課題を整理し、地域観光等における法人の位置づけ及びあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化が進む中で、どのようにして効率的かつ経済的な維持管理を行っていくかが課題である。 管理施設の譲渡を含め、引き続き法人等のあり方を検討する。
秋田内陸縦貫鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の存続に向けた今後の方針を具体化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 22年2月に経営改善、役割分担等について県、地元2市及び法人が新たに合意。 4者の役割分担の下、経営の改善に努める。
(財) 秋田県学校保健会	<ul style="list-style-type: none"> 管理費の削減に努めるとともに、寄附金等募金活動を強化し、収支構造を改善する。 事業の移管等を含めた法人のあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附募金活動強化により20年度は黒字を確保した。 引き続き、事業移管も含め、法人のあり方を検討する。
(財) 秋田県総合保健事業団	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診及びがん検診等の体制強化を図るため、21年度中に他法人との統合を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現段階で他法人との統合は厳しい状況。 単独での健(検)診体制の強化を図るとともに、引き続き、他法人との統合も含め、法人のあり方を検討する。

【解散する法人】

- 秋田新幹線車両保有株式会社 JR東日本への車両リース期間の終了により21年度末で解散予定
- 秋田県住宅供給公社 21年度末で解散予定

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
□第3次第三セクター整理合理化指針の実施	→			
□新たな整理合理化指針の策定及び実施				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■第三セクター整理合理化指針目標達成累計数	法人数	(20年度) 第3次指針 5	23	※新指針策定時に決定		

(2) 経営評価の実施と経営健全化

所管課 総務課

一連番号 (47)

- 公益法人制度改革や新たな国の第三セクター指導方針を踏まえ、県の「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する方針」を改訂し、指導監督を強化します。
- 専門家による第三セクターの経営評価を実施することにより、適切な経営指導を行い、一層の経営合理化、効率化を進めます。

実施計画

取組内容	22年度	23年度	24年度	25年度
<input type="checkbox"/> 「第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する方針」の改訂	→			
<input type="checkbox"/> 経営評価及び経営指導の実施				→

数値目標

指標名	単位	現状	22年度	23年度	24年度	25年度
■赤字法人数	法人数	(20年度) 13	12	11	10	9

[参考資料]

1 新行財政改革大綱策定經過

2 秋田県行財政改革推進委員会委員名簿

1 新行財政改革大綱策定経過

策定に当たっての基本的な考えの取りまとめ

意見・提言等の反映

□県議会総務企画委員会

(平成21年6月22日)

- ▶ 新行財政改革大綱策定事業の審議

□県議会総務企画委員会

(平成21年8月5日)

- ▶ 新行財政改革大綱策定に当たっての基本的な考え方の審議

■秋田県行財政改革推進委員会 (第1回)

(平成21年8月10日)

- ▶ 新行財政改革大綱策定に当たっての基本的な考え方の審議

◇秋田を変える！行政のあり方フォーラム

(平成21年8月20日)

- ・講演「自治体をどう変えるか」
- ・パネルディスカッション「県民の夢につながる行政改革」

○行財政改革に関する地域懇談会 (第1回)

(平成21年8月24日～8月31日)

- ▶ 新行財政改革大綱策定に当たっての市町村、団体等との意見交換会(県内8か所)

基本方針

意見・提言等の反映

★新行財政改革大綱の基本方針

(平成21年9月7日)

- ▶ 県行財政改革推進本部で決定

□県議会総務企画委員会

(平成21年9月24日)

- ▶ 新行財政改革大綱の基本方針の審議

新大綱素案

意見・提言等の反映

□県議会総務企画委員会

(平成21年12月7日)

- ▶ 新行財政改革大綱素案の審議

◆パブリックコメントによる意見募集

(平成21年12月10日～平成22年1月15日)

- ▶ 新行財政改革大綱素案についての意見等募集

■秋田県行財政改革推進委員会 (第2回)

(平成21年12月21日)

- ▶ 新行財政改革大綱素案の審議

○行財政改革に関する地域懇談会 (第2回)

(平成22年1月12日～1月18日)

- ▶ 新行財政改革大綱素案についての市町村、団体等との意見交換会 (県内8か所)

新大綱案

意見・提言等の反映

■秋田県行財政改革推進委員への最終案の意見照会

(平成22年2月～3月)

- ▶ 新行財政改革大綱案(最終案)の意見照会

□県議会総務企画委員会

(平成22年3月4日)

- ▶ 新行財政改革大綱案(最終案)の審議

新大綱の決定

★新行財政改革大綱

(平成22年3月23日)

- ▶ 県行財政改革推進本部で決定

2 秋田県行財政改革推進委員会委員名簿

任期：平成21年4月～23年3月
（氏名は五十音順）

氏名	職業・役職	備考
加藤和夫	八峰町長	
上手康弘	株式会社カミテ代表取締役社長	
菊池まゆみ	藤里町社会福祉協議会事務局長	
工藤雅志	連合秋田会長	
工藤靖	学校法人 能代文化学園理事	公募委員
栗林次美	大仙市長	
小西知子	特定非営利活動法人 あきたNPOコアセンター理事長	
齋藤奨	会社員	公募委員
佐藤裕之	羽後設備株式会社代表取締役社長	
進藤利文	秋田経済研究所長	委員長
高島由美	株式会社プレステージ・インターナ ショナル総務チーム マネージャー	
高橋トモ子	秋田県女性農業士会会長	
高樋さち子	秋田大学教育文化学部准教授	副委員長

新行財政改革大綱

- 印刷発行 平成22年3月
 - 発行 秋田県（知事公室総務課）
〒010-8570
秋田市山王四丁目1番1号
電話 018-860-1054
F a x 018-860-1056
Eメール soumuka@pref.akita.lg.jp
-